

権利擁護支援センター デュオ ぷしゅけⅡ

～こんなときは、ご相談ください～

- 成年後見制度や権利擁護のしくみについて、〇〇さんやご家族にゆっくり何度かわかるまで時間をかけて説明してほしい。
- 今は、お金や契約、書類の管理は自分でできているけれど、将来、認知症や障害でわからなくなって、手続きができなくなったときに、どんな制度があるか知りたい。
- 親亡きあとの相談をしたい。
- 担当している利用者さんのご家族や本人に話す前に、制度の基本的な知識や実際の業務を、ホントはどうなの？と、知っておきたい。
- 地域のネットワークで勉強会をしたい。具体的な事例で成年後見制度の話を聞きたい。
- 事業所で事例検討会をしたい。社会福祉士専門職として、参加してほしい。

ご相談をお待ちしております！

一般社団法人桜香は社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格をもった有志によって設立された法人です。
障害者グループホーム(共同生活援助)事業、権利擁護事業を行っています。

権利擁護事業では、権利擁護支援センターぷしゅけⅡとして、成年後見受任だけではなく、ソーシャルワークの価値に基づいて『住みなれた地域でその人らしく暮らせる』地域のネットワークづくりや連携のお手伝いをします。

一般社団法人桜香
権利擁護支援センター
デュオ
ぷしゅけⅡ

～Psyche duo～

☎03-5314-9990

FAX 03-5314-9030

〒157-0062

東京都世田谷区南烏山5-1-11

第3ヒエモトハイツ105

E-mail sakura_saku.ouka@nifty.com

<https://ouka-welfare.com>

権利擁護支援センター
デュオ
ぷしゅけⅡ



一般社団法人桜香

事業内容

法人後見

- ご本人やご親族や行政からの依頼で家庭裁判所の審判を受け、高齢者・障害者の方の後見人を法人でお受けしています。専門職【社会福祉士・精神保健福祉士】が担当します。
- 地域のネットワークを大切にしています。
- 住みなれた地域で暮らし続けるお手伝いをします。

成年後見制度について(法定後見)

認知症や障害などの理由により、すでに1人ではお金の管理や契約ができない、または、1人では説明や手続きがよくわからず、助けが必要な場合に利用する、法律上の制度です。

本人、あるいは配偶者、4親等内の親族、区市町村長など申立人が書類を揃え、候補者を決めて、本人住所地の家庭裁判所に申立てをします。家庭裁判所は成年後見人(保佐人/補助人)を選び、後にも報告を受け、監督を行います。

親族、専門職市民後見人、法人と様々で、複数や監督人が選ばれる場合もあります。後見人は財産管理だけではなく、身上保護義務があります。

任意後見・みまもり 老い支度

- 今は、お金や契約、書類の管理は自分でできる。
- 将来、手続きができなくなったときの備えを考えたい。
- 自分が選んで決めた相手に、お願いしたい。

お元気なうちに契約し、必要になったときに、家庭裁判所で監督人を選んでもらい、スタートします。家庭裁判所と監督人が監督する、安全・安心が加わります。

お元気な間は、見守り契約の定期訪問で安否を確認したり、ご相談に伺います。

まずは、ご相談ください

ご相談は社会福祉士・精神保健福祉士の専門職が対応し、守秘義務遵守いたします。
ご相談後、アドバイスや情報提供、関係機関のご紹介や連携等をさせていただきます。

みなさまの
ところに
お伺いします♪

地域ケア会議、ケースカンファレンス、勉強会、相談会、報告会、ちょっとだけ説明して…など、講師、アドバイザー、スーパーバイザー、ファシリテーターとしてお伺いします

財産管理・死後事務 委任契約

本人が十分に依頼内容を理解できる状況のとき、死後事務や財産処分について、契約を交わして依頼をすることができます。

任意後見契約と合わせて結び、任意後見契約が発行する前に、必要な場合に、財産管理をお手伝いすることができます。

初期相談無料

定期訪問契約などの場合は
料金を説明の上
有料の契約となります